

## 「相互義務」と「権利付与」に関する史的考察

— Robert Owen の「協同の理念」に焦点を当てて —

○ 東洋大学 金子光一 (会員番号 1761)

キーワード：共同社会・協同の理念・人類生存の合理的状態

### 1. 研究目的

今日、社会福祉の領域では、さまざまな形でネットワークに関する議論が行われ、「見守り」や権利擁護に関する研究も進行している。また、多くの地域社会で、住民相互が助け合い、「点」としての行為者がつながり、「線」となったネットワークが、「面」としてのセイフティ・ネットとなるような取り組みが行われている。2015年9月に厚生労働省の「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が公にした「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」でも、いわゆる互助・共助の取り組みを育みつつ、誰もが支え、支えられる社会の実現を目標に掲げている。すなわち、地域住民は、誰でも支援の提供者となり、支援の受け手にもなる、という考え方である。

しかしながら、ここで考慮しなければならないことは、地域社会を基盤に展開される支援の「義務」と「権利」の関係である。それは、「相互義務」(obligation)と「権利付与」(entitlement)と言い換えることもできる。地域住民には健康で文化的な最低限度の権利があるという前提に立てば、とりわけ問題になるのは、住民相互が負担する義務(=「相互負担義務」)であろう。地域住民が支援者となる場合、その義務は何であろうか。地域住民に課せられる支援の「相互負担義務」とは、どのようなものであろうか。

本研究は、Robert Owen の「協同の理念」(co-operative idea)に着目し、Owen が有した「相互義務」と「権利付与」の見解とその特質について明らかにすることを目的とする。それは、地域社会で暮らす住民全体を一つの「団体」と捉え、住民一人ひとりに地域に対する帰属意識や「愛着」をこれまで以上にもたせると同時に、アソシエーション(association)としての地域社会に住民が積極的に参加していくための方策を探る上で、重要な意味をもつものと考えられる。

### 2. 研究の視点および方法

本研究は、Owen が執筆した出版物、講演の記録等から、「協同の理念」に基づく「相互義務」や「権利付与」に関する言説を抽出し、「権利」に由来する恩恵を享受し「義務」を遂行する市民社会の明確な「権利／義務関係」とは異なる Owen の見解を浮き彫りにした。また、Owen が目指した「人類生存の合理的状態」(The Rational State of Human Existence)を、Alexis de Tocqueville の「正しく理解された自己利益」(=「啓蒙された自己利益」: Enlightened Self-Interest)の視点から明らかにした。

### 3. 倫理的配慮

本研究は法令等を遵守し、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」および東洋大学大学院の「ヒト及びヒト由来物質を対象とする研究の倫理に関する規程」に沿って研究を進めた。

### 4. 研究結果

本研究を通じて以下のことが明らかになった。

Owen は、伝統的な地域社会の相互扶助的な活動が新しい社会に適応した救済方式となり得ると考えていた。そのため人間の性格は適切な手段によって形成されるべきであるという主張を展開した。また、Owen は共同社会において相互協力は当然の義務であり、それを支える人間性の復活こそが社会変革につながると考えていた。具体的には、Owen は自身の諸原理によって合理的に教育された子どもは、怒りや不快感を生み出す代わりに、同情や憐れみ、他者に対する思いやりをもち、それが社会全体の幸福につながると考え、その実現のためには「結束と相互協力」(Unity and Mutual Co-operation) が不可欠であり、共同社会を構成する者にはそれを行う義務があると論じた。

これに対して、共同社会を構成する者の権利については、Owen はあまり言及することがなかったといわれている。しかしながら、Owen の協同の理念は権利概念を基底とするコモン・センス哲学の仁愛—共感の理論から導かれている。また、Sidney Pollard が指摘するように、Owen は、「人間の属性を完全に発揮する権利は、すべての人が、みすぼらしい小作農や綿紡績工や街路掃除夫さえもが有している」ことを確信していた。さらに、バルネラブルな人たちに対しても、慈愛をもって接することの必要性を提唱すると共に、保護や扶養が必要な人たちには、それを受ける権利があることを主張していた。

### 5. 考察

明確な「権利／義務関係」によって秩序づけられた市民社会の構成員(=市民)は、愛他主義者であることを要求されない。しかしながら、市民は Tocqueville がいう「正しく理解された自己利益」を追求する。「正しく理解された自己利益」とは、幅広い公衆のニーズという文脈で定義される自己利益、他者の利益に敏感な自己利益である。これは Owen が重視する『推論能力』(reasoning faculty) の涵養と密接に関連するものである。Owen は、個人の信仰、見解、習慣といったものは絶対的なものではなく、それらを相対化することの重要性を述べている。また、Owen は、人間相互の相違が環境によるものであるという認識に立ち、他者の利益を推論しながら形成される共同社会、個人としての自由と社会の自由とが絶対的に調和する共同社会が存在すると考えていた。さらに Owen は、「万人の幸福のための人類の結合」(The Union of Humanity for the Happiness of All) のためには、自分の幸福と他人の幸福を同じように考え、行動することが重要であるとしている。そして、それを具現化するための最善の方策が、慈愛・道徳・正義の原則を身につけさせる教育であり、啓蒙であった。それによって Owen は、「人類生存の合理的状態」が達成できると考えていた。